PAYGATE 利用規約

Ver4.1

2026.10

株式会社スマレジ

© Smaregi, Inc.

利 用 規 約

第1章　総則

（利用規約の適用）

第1条　株式会社スマレジ（以下「当社」といいます。）は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。
3. 本サービスにおける各決済手段に係る加盟店としての取引条件については当社が別途定める各PAYGATE包括加盟店規約が、本サービスの利用契約の成立、期間、利用料金、端末その他本サービスの利用に関する事項については利用規約が、それぞれ優先して適用されるものとします。

（定義）

第2条　利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）　本サービス：利用規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する別紙A所定のPAYGATEサービス

（2）　契約者：利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

（3）　利用契約：利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

（4）　利用契約等：利用契約及び利用規約

（5）　契約者設備：本サービスの提供を受けるため契約者等が利用するスマートフォン、タブレット、コンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（6）　本サービス用設備：本サービスを提供するにあたり、当社が設置するサーバー、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

（7）　本サービス用設備等：本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線等

（8）　消費税等：消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

（9）　ユーザID：契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

（10）　パスワード：ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

（11）　認定利用者：当社が関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

（12）　契約者等：契約者及び認定利用者

（13）　アクワイアラ：加盟店審査等を行う、カード会社又はQRコード事業者等の決済事業者

（14）　決済代行会社：契約者との間で加盟店契約を締結し、各決済事業者との精算業務等を集約・代行する、当社指定の会社

（15）　利用責任者：本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等の窓口として契約者が定めた者

© Smaregi, Inc.

（通知）

第3条　当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（利用規約の変更）

第4条　当社は、本サービスに関連する事情、社会経済情勢の変動、税制又は法令の変更その他諸般の事情の変化等があると判断した場合、利用規約を変更することができます。この場合、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨、変更後の利用規約の内容及びその効力発生日を、当社のホームページへの掲載その他第3条に定める方法により契約者に周知するものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、変更が契約者の一般の利益に適合する場合又は軽微な変更である場合、当社は、効力発生日までに前項の周知を行うことにより利用規約を変更することができます。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条　契約者は、あらかじめ当社の書面（電磁的記録による方法を含みます。以下同じとします）による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

（合意管轄）

第6条　契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第7条　利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

（協議等）

第8条　利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章　契約の締結等

（利用契約の締結等）

© Smaregi, Inc.

第9条　利用契約は、本サービスの契約者が、当社所定の利用申込書（Web申込その他当社が適当と判断する方法を含みます。以下同じとします）を提出し、当社がこれを受領した時点で成立するものとし　　ます。なお、本サービスの契約者は利用規約の内容を承諾の上、申込を行うものとし、本サービスの契約者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの契約者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。ただし、アクワイアラ又は決済代行会社による加盟店審査の結果、契約者との間で申し込んだ全ての加盟店契約が成立しなかった場合は、利用契約は当然に失効するものとします。アクワイアラ又は決済代行会社による加盟店審査の結果、本サービスの一部が利用できないこととなった場合といえども、本サービスの契約者は、当社に異議を述べないものとします。

2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
   （1）　本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
   （2）　利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は故意に記入しなかったとき
   （3）　金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
   （4）　その他当社が不適当と判断したとき

（認定利用者による利用）

第10条　契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合を除き、第三者に本サービスを利用させることができないものとします。契約者は、認定利用者による利用を承諾された場合、一切の責任を負うものとします。

（変更通知）

第11条　契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により速やかに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（一時的な中断及び提供停止）

第12条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知及び承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
   （1）　本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
   （2）　運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
   （3）　その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第16条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく

© Smaregi, Inc.

本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（利用期間）

第13条　本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。特に定めがない場合は端末の納品　　月の末日から起算して12か月とします。当社が定める方法により期間満了1か月前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 当社は、本サービスの利用期間満了の1か月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

（最低利用期間）

第14条　本サービスの最低利用期間は、別途個別の利用契約に記載が無い限り、端末を出荷した日の属する月の翌月から起算して12か月とします。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第15条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、別途当社が定める基準に基づき計算される違約金を一括して当社に支払うものとします。

（契約者からの利用契約の解約）

第15条　契約者は、解約希望日の前月20日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たる場合は、直前の当社の営業日とします。）までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。ただし、月額利用料の日割り計算は行わないものとします。なお、解約希望日が特定不能な場合、解約希望通知が当社に到達した日の属する月の翌月末（ただし毎月20日までに到達しなかったものについては、翌々月末）を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

（当社からの利用契約の解約）

第16条　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

（1）　利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽があった場合又は故意に記入しなかった場合
（2）　支払停止又は支払不能となった場合
（3）　手形又は小切手が不渡りとなった場合
（4）　差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
（5）　破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合

© Smaregi, Inc.

（6）　監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

（7）利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後14日内に是正されない場合

（8）解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合

（9）利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

（10） 1年間継続して本サービスの利用実績が認められなかった場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

（本サービスの廃止）

第17条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

（1）　廃止日の90日前までに契約者に通知した場合

（2）　天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合（この場合の廃止日は、不可抗力発生後、当社が通知等により指定する日とする）

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて、サービス提供がなされなかった日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

3. 当社は、第1項に定める事由のいずれかにより本サービスを廃止したことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

（契約終了後の処理）

第18条　契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたドキュメント、契約書及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

第3章　サービス

（本サービスの種類と内容）

第19条　当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。また、アクワイアラ又は決済代行会社との加盟店契約は、アクワイアラ又は決済代行会社と契約者で直接締結するものとし、当社は一切の責任を持たないものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

（1）　第43条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社のシステムに起因しない不具合が生じる場合があること

（2）　当社のシステムに起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

（1）　営業時間外の問い合わせ並びに障害対応等

（2）　本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

© Smaregi, Inc.

4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

（本サービスの利用範囲および提供区域）

第20条　本サービスの利用範囲は審査時に登録された利用範囲に限定するものとします。また、提供区域は利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

（保守およびサポート）

第21条　当社は、本サービスにおける保守とサポートを行うものとします。

（端末）

第22条　当社は、契約者に対し、本サービスの利用に必要な端末を、第24条に定める申込条件に定める台数及び条件により提供します。

2. 申込条件において端末代金の定めがある端末（以下「購入端末」といいます。）は、当社が契約者に売り渡すものとし、その所有権は、当社が購入端末を契約者に納品した時点で契約者に移転します。
3. 前項以外の端末（以下「貸与端末」といいます。）は、当社が契約者に無償で貸与するものとし、その所有権は当社に帰属します。
4. 契約者は、貸与端末を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
5. 利用契約が終了し、又は失効した場合、契約者は、契約者の費用と責任において、貸与端末を当社に返還するものとします。
6. 端末の保証については、当社が別途定めるPAYGATE端末保証規定に従うものとします。
7. 契約者は、端末について次の各号の行為を行わないものとし、端末の紛失若しくは盗難があったとき又は端末に改造の疑いを認めたときは、直ちに当社に通知するものとします。
   （1）分解、改造又は解析する行為
   （2）第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する行為
   （3）当社が定める手順・セキュリティ手段等に反して使用する行為

（再委託）

第23条　当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます)に対し、第40条(秘密情報の取り扱い)及び第41条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章　利用料金

（本サービスの利用料金、算定方法等）

第24条　本サービスの利用料金、算定方法等は、売買契約書、個別契約書（見積書兼発注書）、サービス利用契約書その他当社所定の方法により契約者が同意した条件（見積書及び当社所定の申込手続において表示された条件を含みます。以下「申込条件」といいます。）に定めるとおりとします。

© Smaregi, Inc.

（利用料金の支払義務）

第25条　契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）について、申込条件に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第12条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第12条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

（利用料金の支払方法）

第26条　契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(1)請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落しにより支払うものとします。

(2)その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

（遅延利息）

第27条　契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎ督促後もなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章　契約者の義務等

（自己責任の原則）

第 28 条　契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）から損害賠償請求等を受けた場合、又は第三者からクレームの申し出等がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者に対し損害賠償請求等を行う場合、又は第三者に対してクレームの申し出等を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害 についてもいかなる責任も負わないものとします。

© Smaregi, Inc.

3. 契約者は、本サービスを構成するソフトウェアを随時最新のバージョンにアップデートするものとします。アップデートの受信にかかる通信料その他の費用は、契約者が負担するものとします。
4. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

（利用責任者）

第29条　契約者は、利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

第30条　契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。
5. 当社は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等を、契約者及び個人を識別することができない形式に加工した上で、本サービス及び当社の他のサービスの品質向上、新サービスの開発、統計資料の作成その他当社の事業のために利用することができます。

（ユーザID及びパスワード）

第31条　契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

（バックアップ）

第32条　契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関

© Smaregi, Inc.

するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

（禁止事項）

第33条　契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

（1）　当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（2）　本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為

（3）　利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為

（4）　法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為

（5）　他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（6）　詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為

（7）　わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為

（8）　無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為

（9）　第三者になりすまして本サービスを利用する行為

（10）　ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

（11）　無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール)を送信する行為

（12）　第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

（13）　その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

（認定利用者の遵守事項等）

第34条　第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

（1）認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。

（2）契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。

© Smaregi, Inc.

（3）認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。

（4）本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第23条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

（5）認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

（認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

第35条　第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

（1）　当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること

（2）　当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

（反社会的勢力の排除）

第36条　当社及び契約者は、自ら並びに自己の親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員（以下、併せて「関係者」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、又はその他これに準じる反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではなく、併せて反社会的勢力等を利用し又は反社会的勢力等と連携しての行為又は活動に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 相手方が前項に違反又は次の各号のいずれかに該当したとき、当社又は契約者は、何ら催告することなしに本契約を解除することができるものとします。

(1)相手方又はその関係者が反社会的勢力等であると認められるとき

(2)相手方が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき

3. 当社又は契約者は、前項に基づき本契約が解除された場合、当該解除により生じる損害について、相手方に対して一切の請求を行わず、相手方に生じる一切の損害について賠償するものとします。

第6章　当社の義務等

（善管注意義務）

© Smaregi, Inc.

第37条　当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者としての注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

（本サービス用設備等の障害等）

第38条　当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

（アカウントデータの保護）

第39条　当社は、本サービスの提供に関して当社が保有し、又は契約者に代わって保存、処理若しくは伝送するアカウントデータ（PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）に定義されるカード会員データ及び機密認証データをいいます。）のセキュリティについて、責任を負うものとします。当社が契約者のカード会員データ環境（同基準に定義されるカード会員データ環境をいいます。）のセキュリティに影響を及ぼす可能性がある範囲についても同様とします。

第7章　秘密情報等の取り扱い

（秘密情報の取り扱い）

第40条　契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

（1）　秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
（2）　秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
（3）　相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
（4）　利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
（5）　本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

© Smaregi, Inc.

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第23条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第41条　契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第3項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章　損害賠償等

（損害賠償の制限）

第42条　債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第38条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

（1）　当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12か月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1か月分）
（2）　当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1か月以上ではあるが12か月に満たない場合には、当該期間（1月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1か月分）
（3）　前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに

© Smaregi, Inc.

係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

（免責）

第43条　本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

（1）　天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

（2）　契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

（3）　本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

（4）　当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

（5）　善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

（6）　当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

（7）　本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害

（8）　本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

（9）　電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

（10）　刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

（11）　当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故

（12）　再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合

（13）　その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

（2026年10月02日改訂）

© Smaregi, Inc.

別紙A　第19条（サービスの種類及び内容）、第21条（保守及びサポート）関係

サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

1. 本サービスの種類及び内容

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとする。

【PAYGATE】

マルチ決済サービス

・クレジット（磁気、接触IC、非接触IC）

・QRコード決済

・FeliCa電子マネー

・共通ポイント、ハウスポイント

2. 保守サービス

システムが安定的に稼働する様に保守致します。

3. サポートサービス

当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下のとおりとします。

（1）内容と種類

①本サービスの利用方法に関する質問への回答及びアドバイス

②本サービスの障害情報

③本サービスの更新情報

（2）サービス窓口（連絡先）

利用契約において、電話、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

カスタマーサポート

TEL:0570-666-455

mail:paygate-support@smaregi.jp

営業時間　24時間・年中無休

但し、下記項目に関してのお問い合わせ時間は以下のとおり定めるものとします。

・入金関連

・お取引（決済）内容の確認

営業時間　平日 9時～18時

© Smaregi, Inc.